

(別添1)

一時保護施設の定員不足状態に関する調査

自治体名 _____

※ 以下について、一時保護施設毎に記入してください。

1. 一時保護施設名 ()
2. 定員数
平成20年度当初定員 (名)
平成19年度当初定員 (名)
3. 平成20年1月1日～12月末日までの間で、定員を超えて一時保護を行った日数
(日)
4. 平成20年1月1日～12月末日までの間の、1日当たりの平均入所率
(%)
【平均入所率の算式＝(平成20年1月1日～12月末までの保護延べ日数)
÷365日÷定員×100】

提出期限：平成21年3月13日(金)

(別添2)

一時保護施設等緊急整備計画について

自治体名 _____

※ 別添1 (一時保護施設の定員不足状態に関する調査) の3において、定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上ある施設を有する自治体は記入してください。

1. 定員を超えて保護を行うこととなった要因

(保護児童数の増加の背景、定員超過の要因(一時保護施設の定員がそもそも足りていない、児童養護施設等の定員が足りていない、入所予定児童の年齢・性別等と児童養護施設等の居住環境が合致していないなど)等について、具体的にご記入ください。)

2. 平成21年度末までの定員の増員数

施設種別	21年度当初		21年度末		ハード交付金活用予定の増員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立支援施設					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1: 暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注2: 「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注3: 「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注3: 自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注4: 「情緒障害児短期治療施設」の定員数欄には、通所定員は含めないでください。

注5: 「ハード交付金活用予定の増員数」欄には、定員の増員に当たってハード交付金を活用することにより増員する予定の数を記入してください。

3. 平成21年度末までの、定員不足解消見込み

① 1及び2を踏まえて、平成21年度末までに定員不足を解消する見込み
あり ・ なし

② ①でなしと回答した場合には、その理由と今後の対応方針等についてご記入ください。

4. これまでの取組（平成18年度又は平成19年度にも緊急整備計画策定対象となった自治体については、これまでの定員の増員数をご記入ください。）

① 策定対象となった年度
（ 年度）

② 策定対象となった年度の翌年度当初から平成20年度末までの定員の増員数

施設種別	※※年度当初		20年度末		ハード交付金の 交付を受けて増 員した定員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1：※※には、貴自治体が緊急整備計画策定対象となった最初の年度の翌年度を記入してください。

- ・平成18年度、19年度ともに対象の場合は、「平成19年度」と記入してください。
- ・平成19年度から対象となった場合は、「平成20年度」と記入してください。

注2：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注3：「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注4：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注5：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注6：「情緒障害児短期治療施設」については、通所定員は含めないでください。

提出期限：平成21年3月31日(火)



平成20年11月19日
公表資料

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成20年4月現在)

市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導等を行うこととされ、また、要保護児童については、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」として児童福祉法に位置づけられていることから、平成20年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会等の設置状況等を把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成20年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市区	791		
人口30万人以上	65	28,795,555 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	199	32,336,326 人	(25.3%)
人口10万人未満	527	27,988,016 人	(21.9%)
町	808	12,362,788 人	(9.7%)
村	193	925,065 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	25,585,663 人	(20.0%)
計	1,811	127,993,413 人	(100.0%)

I 市町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している市区が、人口規模が30万人以上では86.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では88.9%、10万人未満で87.3%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.1%、村では84.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	72.3% 47	68.3% 136	52.8% 278	46.5% 376	34.7% 67	- -	49.9% 904	43.6% 797
②母子保健主管課	1.5% 1	1.5% 3	0.8% 4	6.1% 49	5.2% 10	5.3% 1	3.8% 68	3.8% 70
③児童福祉・母子保健統合課	6.2% 4	5.0% 10	5.7% 30	34.5% 279	44.6% 86	10.5% 2	22.7% 411	24.8% 453
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	13.8% 9	20.6% 41	34.5% 182	0.2% 2	0.5% 1	42.1% 8	13.4% 243	15.6% 285
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	- -	0.5% 1	2.3% 12	- -	1.0% 2	- -	0.8% 15	0.7% 13
⑥保健センター	1.5% 1	- -	- -	5.7% 46	5.7% 11	- -	3.2% 58	3.4% 62
⑦教育委員会	- -	1.0% 2	3.0% 16	3.2% 26	1.6% 3	5.3% 1	2.7% 48	1.9% 35
⑧市設置の保健所	- -	- -	- -	- -	- -	5.3% 1	0.1% 1	- -
⑨市設置の児童相談所	- -	- -	- -	- -	- -	15.8% 3	0.2% 3	0.1% 2
⑩障害福祉主管課	- -	0.5% 1	- -	0.9% 7	2.6% 5	- -	0.7% 13	- -
⑪その他	4.6% 3	2.5% 5	0.9% 5	2.8% 23	4.1% 8	15.8% 3	2.6% 47	6.1% 110
合計	100% 65	100% 199	100% 527	100% 808	100% 193	100% 19	100% 1,811	100% 1,827

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する市区町村の相談担当職員は、全国で6,830名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①～⑧)が4,286名(62.8%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が841名(12.3%)となっている。

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	13.6%	12.8%	8.8%	2.2%	2.0%	11.8%	7.6%	7.2%
	82	131	142	49	8	107	519	423
②医師	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	-	0.1%	0.2%	0.2%
	3	1	5	2	-	1	12	12
③社会福祉士	9.9%	6.9%	3.0%	1.5%	0.7%	4.6%	3.8%	3.3%
	60	71	48	34	3	42	258	194
④精神保健福祉士	1.5%	1.5%	0.5%	0.4%	0.2%	1.1%	0.8%	0.6%
	9	15	8	9	1	10	52	34
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～④の計)	25.5%	21.2%	12.5%	4.1%	2.9%	17.7%	12.3%	11.3%
	154	218	203	94	12	160	841	663
⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	12.1%	8.9%	6.4%	33.0%	40.8%	25.3%	20.7%	18.9%
	73	91	104	748	166	229	1411	1,110
⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	14.4%	19.3%	27.4%	3.0%	1.5%	11.2%	13.3%	13.5%
	87	198	444	69	6	101	905	795
⑦保育士 (①に該当する者を除く)	16.4%	14.9%	13.2%	7.2%	4.9%	8.4%	10.6%	10.8%
	99	153	213	163	20	76	724	636
⑧①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	9.6%	8.9%	6.9%	1.6%	2.7%	10.7%	5.9%	4.7%
	58	91	112	36	11	97	405	277
小計 (①～⑧の計)	77.9%	73.2%	66.5%	48.9%	52.8%	73.3%	62.8%	59.2%
	471	751	1076	1110	215	663	4286	3481
⑨①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.4%	16.9%	24.8%	49.5%	45.7%	18.9%	31.2%	-
	75	173	402	1123	186	171	2130	-
⑩その他	9.8%	9.9%	8.7%	1.5%	1.5%	7.8%	6.1%	-
	59	102	141	35	6	71	414	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	605	1,026	1,619	2,268	407	905	6,830	5,880

※「(参考)平成19年度」における「⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成19年度)
		①児童福祉 司と同様の 資格を有する者(②、③ 又は④)に該 当する者を 除く。	②医師	③社会福 祉士	④精神保 健福祉士	⑤保健師・ 助産師・看 護師 (①に該当 する者を除 く)	⑥教員免 許を有する 者 (①に該 当する者を 除く)	⑦保育士 (①に該 当する者を 除く)	⑧①～⑦ に記載の 資格を有し ない 社会福祉 主事	⑨①～⑧ に記載の 資格を有し ない 一般事務 職員	⑩その他	
北海道	684	9	-	6	3	232	35	42	23	318	16	519
青森県	105	4	-	-	-	31	3	9	2	55	1	89
岩手県	76	2	-	1	1	5	16	13	2	35	1	68
宮城県	124	1	-	3	1	37	13	14	1	49	5	92
秋田県	79	5	-	2	-	10	12	11	4	27	8	63
山形県	87	-	-	-	-	7	13	12	13	38	4	81
福島県	177	6	-	1	-	54	19	2	25	59	11	137
茨城県	136	8	-	5	1	6	43	10	8	41	14	135
栃木県	113	5	-	-	-	26	24	8	3	41	6	97
群馬県	106	2	-	1	-	37	15	7	3	36	5	83
埼玉県	290	30	-	15	1	34	47	14	39	96	14	252
千葉県	211	12	1	11	1	28	59	17	8	64	10	187
東京都	503	62	3	53	11	58	59	103	31	64	59	414
神奈川県	151	13	-	9	-	30	11	23	10	34	21	103
新潟県	92	16	-	2	-	25	17	11	2	14	5	88
富山県	27	5	-	2	-	2	3	4	1	9	1	34
石川県	45	2	-	1	1	6	1	16	1	15	2	37
福井県	45	4	-	4	-	5	3	7	1	16	5	39
山梨県	93	2	-	1	-	30	6	12	8	32	2	75
長野県	227	11	-	3	2	58	38	26	10	64	15	206
岐阜県	110	15	-	3	3	6	11	23	7	37	5	105
静岡県	126	13	-	6	1	21	23	14	12	29	7	117
愛知県	194	8	-	7	1	24	35	34	7	67	11	174
三重県	121	27	-	2	-	17	16	14	3	38	4	85
滋賀県	92	11	-	7	-	16	10	9	11	25	3	84
京都府	59	3	-	1	-	17	9	8	1	11	9	50
大阪府	177	60	-	22	5	9	7	29	11	25	9	152
兵庫県	133	8	-	4	1	17	41	17	13	25	7	128
奈良県	94	8	-	1	-	24	16	9	3	32	1	101
和歌山県	68	-	-	4	-	24	3	6	1	24	6	63
鳥取県	55	1	-	1	-	12	5	7	5	21	3	51
島根県	73	6	-	3	1	16	6	7	2	30	2	43
岡山県	83	7	-	1	1	33	13	5	4	16	3	60
広島県	67	2	-	4	1	2	12	13	3	28	2	58
山口県	55	9	-	-	1	4	10	6	1	19	5	50
徳島県	68	3	-	1	1	22	11	4	2	22	2	69
香川県	39	1	-	2	-	15	4	1	1	12	3	46
愛媛県	66	-	2	3	-	14	9	16	2	19	1	56
高知県	74	4	2	1	-	25	8	6	1	17	10	72
福岡県	173	5	-	2	-	31	27	19	4	79	6	161
佐賀県	47	-	-	-	-	5	12	3	-	24	3	59
長崎県	77	5	-	4	-	11	15	3	4	28	7	65
熊本県	125	3	1	5	3	31	7	10	2	56	7	94
大分県	72	4	-	5	-	4	19	7	4	24	5	70
宮崎県	99	-	-	2	-	30	16	5	2	41	3	73
鹿児島県	123	5	2	-	-	17	12	6	3	70	8	114
沖縄県	84	5	-	5	1	14	10	6	4	33	6	76
札幌市	27	26	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	25
さいたま市	28	1	-	1	-	-	5	1	6	14	-	26
千葉市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12
横浜市	241	6	-	11	-	120	24	19	12	20	29	132
川崎市	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
新潟市	15	-	-	-	-	1	1	5	3	4	1	16
静岡市	12	-	-	-	-	-	5	1	5	-	1	11
名古屋市	14	12	-	-	-	-	-	-	2	-	-	105
浜松市	25	15	-	-	-	1	3	1	-	3	2	20
京都市	85	-	-	9	1	-	16	7	43	-	9	42
大阪市	109	6	-	7	-	4	19	24	8	37	4	122
堺市	21	5	-	5	1	-	4	1	5	-	-	21
神戸市	164	5	-	-	7	65	-	1	7	78	1	90
広島市	21	-	-	-	-	3	6	3	5	3	1	22
北九州市	36	-	-	2	-	-	9	10	1	7	7	36
福岡市	20	8	-	1	1	1	4	1	-	-	4	38
横須賀市	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	10
金沢市	30	12	1	5	-	1	2	1	-	4	4	10
合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414	5,880
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%	100.0%

(参考 平成19年度)

合計	5,880	423	12	194	34	1,110	795	636	277	1,804	595	
割合	100.0%	7.2%	0.2%	3.3%	0.6%	18.9%	13.5%	10.8%	4.7%	30.7%	10.1%	

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,728名（69.2%）、また専任職員は2,694名（39.4%）配置されている。

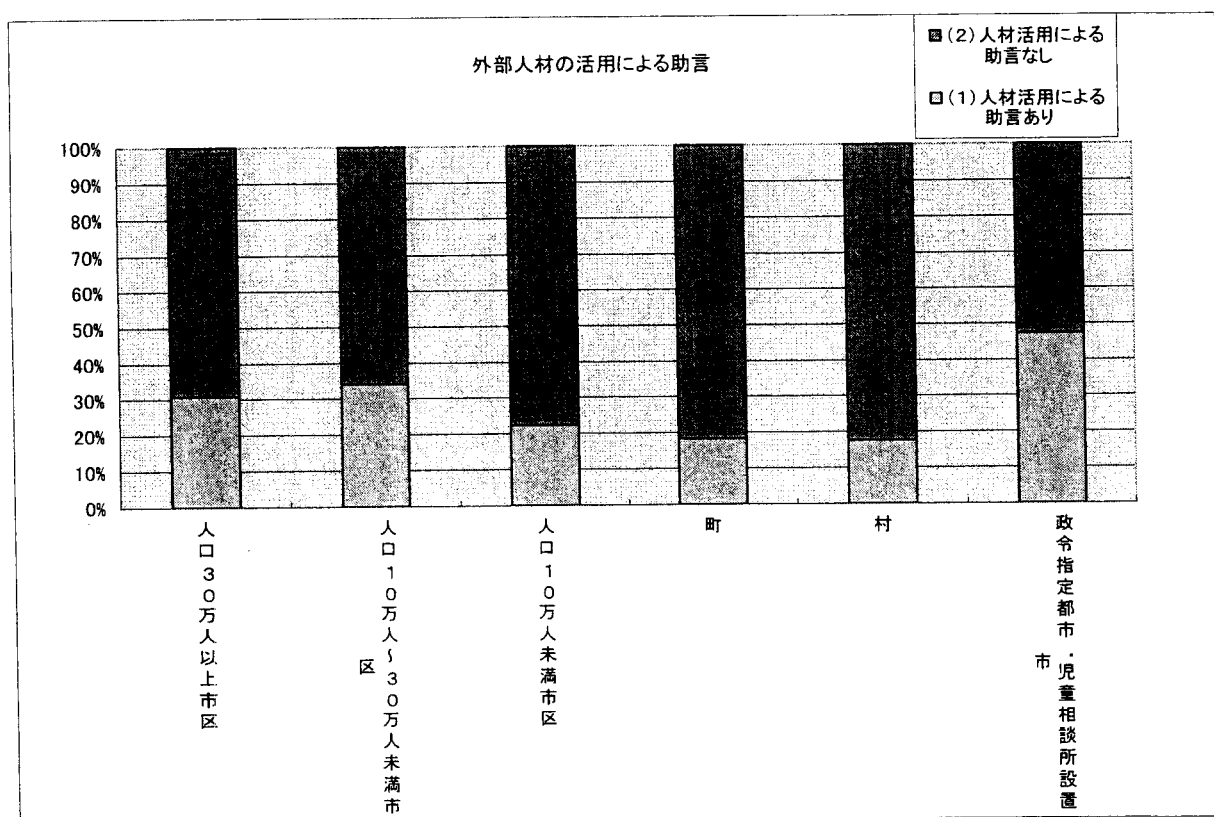
都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	617	67	90.2%	9.8%	137	547	20.0%	80.0%
青森県	95	10	90.5%	9.5%	17	88	16.2%	83.8%
岩手県	51	25	67.1%	32.9%	24	52	31.6%	68.4%
宮城県	94	30	75.8%	24.2%	44	80	35.5%	64.5%
秋田県	46	33	58.2%	41.8%	31	48	39.2%	60.8%
山形県	66	21	75.9%	24.1%	23	64	26.4%	73.6%
福島県	147	30	83.1%	16.9%	38	139	21.5%	78.5%
茨城県	72	64	52.9%	47.1%	68	68	50.0%	50.0%
栃木県	77	36	68.1%	31.9%	30	83	26.5%	73.5%
群馬県	85	21	80.2%	19.8%	35	71	33.0%	67.0%
埼玉県	213	77	73.4%	26.6%	117	173	40.3%	59.7%
千葉県	122	89	57.8%	42.2%	122	89	57.8%	42.2%
東京都	288	215	57.3%	42.7%	443	60	88.1%	11.9%
神奈川県	88	63	58.3%	41.7%	92	59	60.9%	39.1%
新潟県	57	35	62.0%	38.0%	38	54	41.3%	58.7%
富山県	16	11	59.3%	40.7%	8	19	29.6%	70.4%
石川県	35	10	77.8%	22.2%	11	34	24.4%	75.6%
福井県	29	16	64.4%	35.6%	15	30	33.3%	66.7%
山梨県	68	25	73.1%	26.9%	35	58	37.6%	62.4%
長野県	156	71	68.7%	31.3%	90	137	39.6%	60.4%
岐阜県	70	40	63.6%	36.4%	28	82	25.5%	74.5%
静岡県	84	42	66.7%	33.3%	57	69	45.2%	54.8%
愛知県	123	71	63.4%	36.6%	95	99	49.0%	51.0%
三重県	86	35	71.1%	28.9%	56	65	46.3%	53.7%
滋賀県	57	35	62.0%	38.0%	47	45	51.1%	48.9%
京都府	29	30	49.2%	50.8%	30	29	50.8%	49.2%
大阪府	115	62	65.0%	35.0%	95	82	53.7%	46.3%
兵庫県	56	77	42.1%	57.9%	85	48	63.9%	36.1%
奈良県	77	17	81.9%	18.1%	14	80	14.9%	85.1%
和歌山県	57	11	83.8%	16.2%	17	51	25.0%	75.0%
鳥取県	44	11	80.0%	20.0%	23	32	41.8%	58.2%
島根県	63	10	86.3%	13.7%	10	63	13.7%	86.3%
岡山県	58	25	69.9%	30.1%	27	56	32.5%	67.5%
広島県	41	26	61.2%	38.8%	26	41	38.8%	61.2%
山口県	36	19	65.5%	34.5%	18	37	32.7%	67.3%
徳島県	49	19	72.1%	27.9%	22	46	32.4%	67.6%
香川県	28	11	71.8%	28.2%	7	32	17.9%	82.1%
愛媛県	46	20	69.7%	30.3%	33	33	50.0%	50.0%
高知県	50	24	67.6%	32.4%	27	47	36.5%	63.5%
福岡県	122	51	70.5%	29.5%	50	123	28.9%	71.1%
佐賀県	30	17	63.8%	36.2%	18	29	38.3%	61.7%
長崎県	50	27	64.9%	35.1%	37	40	48.1%	51.9%
熊本県	97	28	77.6%	22.4%	35	90	28.0%	72.0%
大分県	44	28	61.1%	38.9%	32	40	44.4%	55.6%
宮崎県	85	14	85.9%	14.1%	30	69	30.3%	69.7%
鹿児島県	92	31	74.8%	25.2%	32	91	26.0%	74.0%
沖縄県	49	35	58.3%	41.7%	30	54	35.7%	64.3%
札幌市	27	-	100.0%	-	27	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	-	16	-	100.0%
さいたま市	18	10	64.3%	35.7%	12	16	42.9%	57.1%
千葉市	-	1	-	100.0%	-	1	-	100.0%
横浜市	151	90	62.7%	37.3%	-	241	-	100.0%
川崎市	2	6	25.0%	75.0%	6	2	75.0%	25.0%
新潟市	9	6	60.0%	40.0%	3	12	20.0%	80.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	12	-	100.0%	-
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	16	9	64.0%	36.0%	9	16	36.0%	64.0%
京都市	43	42	50.6%	49.4%	42	43	49.4%	50.6%
大阪市	61	48	56.0%	44.0%	65	44	59.6%	40.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	152	12	92.7%	7.3%	-	164	-	100.0%
広島市	9	12	42.9%	57.1%	12	9	57.1%	42.9%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	20	-	100.0%	-
横須賀市	29	3	90.6%	9.4%	32	-	100.0%	-
金沢市	20	10	66.7%	33.3%	25	5	83.3%	16.7%
合計	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%
(参考) 平成19年度	3,959	1,921	67.3%	32.7%	2,396	3,484	40.7%	59.3%

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が397か所(21.9%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ~30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
(1) 人材活用による 助言あり	30.8%	34.2%	22.4%	18.3%	17.6%	47.4%	21.9%	18.2%
	20	68	118	148	34	9	397	332
(2) 人材活用による 助言なし	69.2%	65.8%	77.6%	81.7%	82.4%	52.6%	78.1%	81.8%
	45	131	409	660	159	10	1,414	1,495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

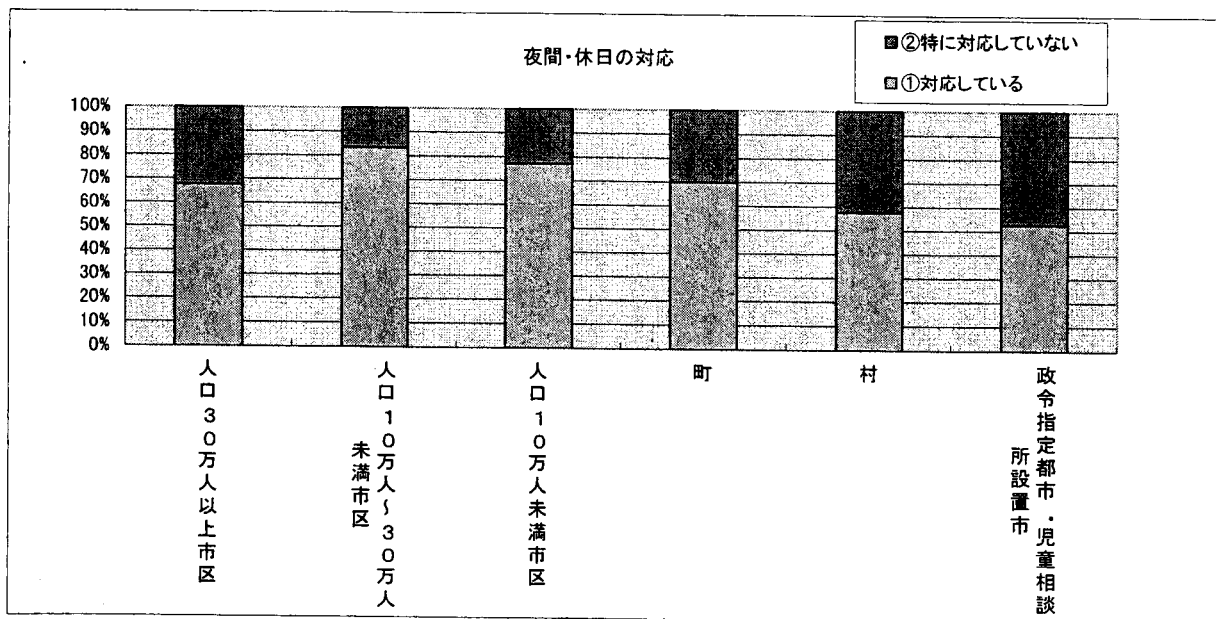


4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,304か所(72.0%)となっている。

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ~30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①対応している	67.7%	83.4%	77.2%	70.0%	57.5%	52.6%	72.0%	72.9%
	44	166	407	566	111	10	1,304	1,332
②特に対応してい ない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827



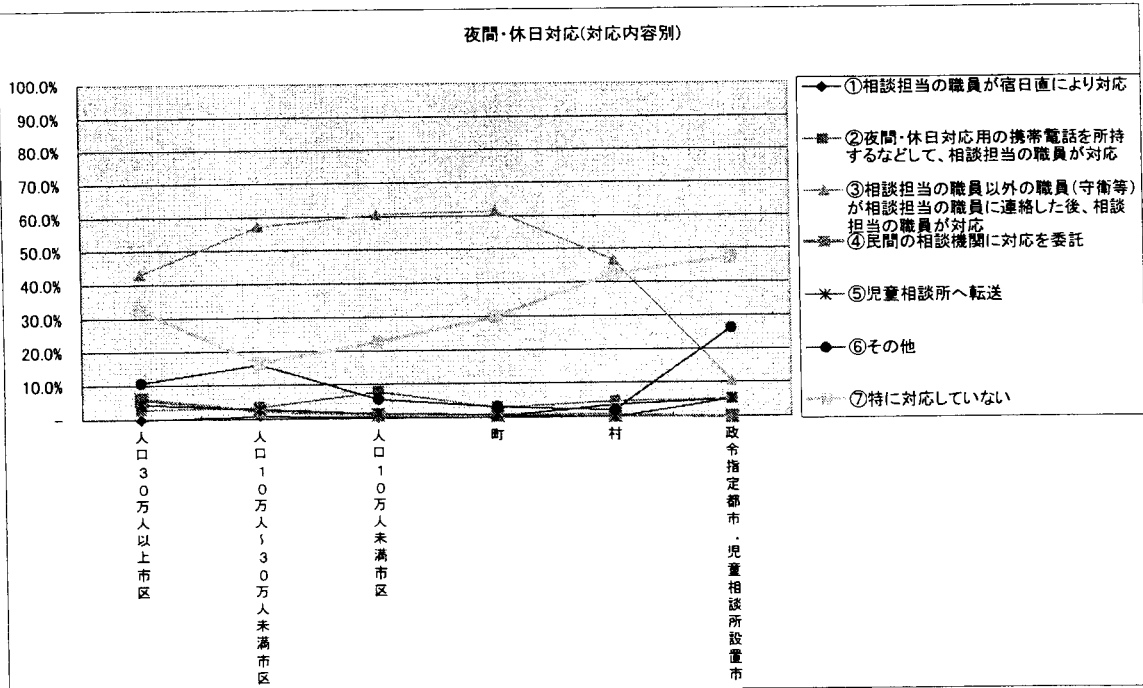
(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が58.1%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	-	1.0%	0.4%	0.5%	3.6%	5.3%	0.9%	2.1%
	-	2	2	4	7	1	16	38
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	3.1%	3.5%	7.8%	3.1%	4.7%	5.3%	4.7%	4.7%
	2	7	41	25	9	1	85	85
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	43.1%	57.3%	60.7%	61.6%	46.6%	10.5%	58.1%	56.5%
	28	114	320	498	90	2	1,052	1,032
④民間の相談機関に対応を委託	6.2%	2.5%	1.1%	0.6%	0.5%	-	1.2%	0.8%
	4	5	6	5	1	0	21	14
⑤児童相談所へ転送	4.6%	3.0%	1.5%	1.0%	-	5.3%	1.4%	1.7%
	3	6	8	8	0	1	26	31
⑥その他	10.8%	16.1%	5.7%	3.2%	2.1%	26.3%	5.7%	7.2%
	7	32	30	26	4	5	104	132
⑦特に対応していない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

夜間・休日対応(対応内容別)

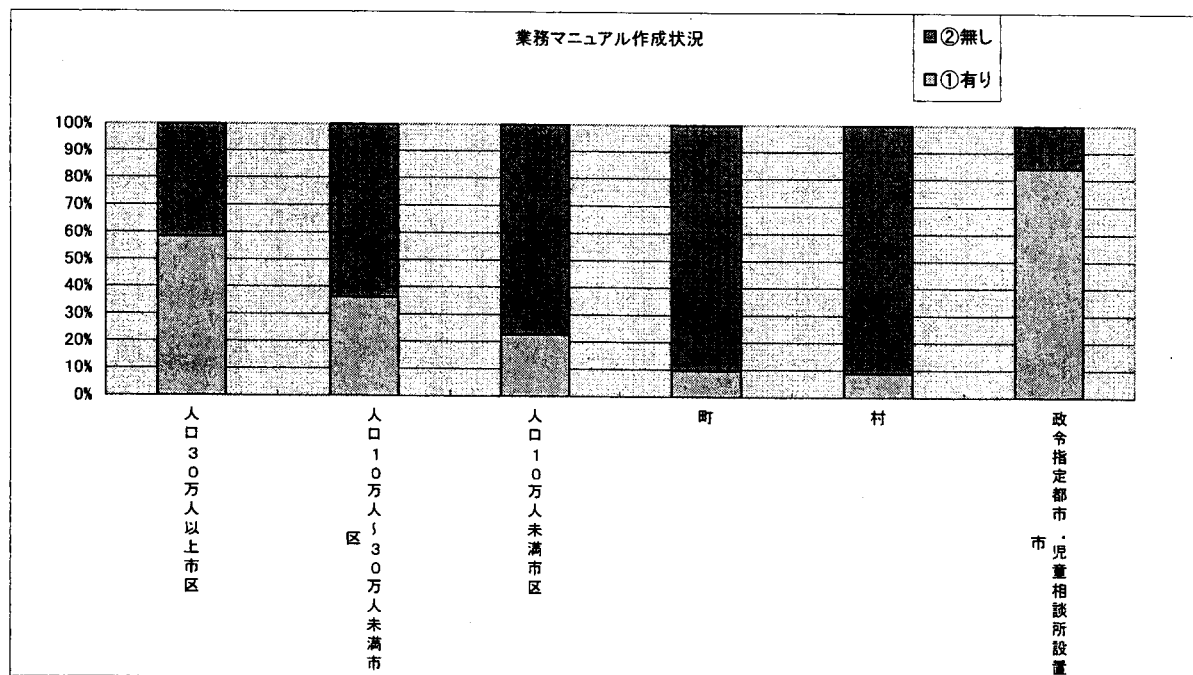


5. 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルの作成状況について、市区町村独自の業務マニュアル（虐待対応マニュアルを含む）を作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では58.5%、10万人以上30万人未満では36.2%、10万人未満では22.8%、町では9.7%、村では8.8%、指定都市・児相設置市では84.2%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児相相談所設置市	
①有り	58.5%	36.2%	22.8%	9.7%	8.8%	84.2%	18.8%
	38	72	120	78	17	16	341
②無し	41.5%	63.8%	77.2%	90.3%	91.2%	15.8%	81.2%
	27	127	407	730	176	3	1,470
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811



6. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1, 572か所（86.8%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1, 722か所（95.1%）となっている。

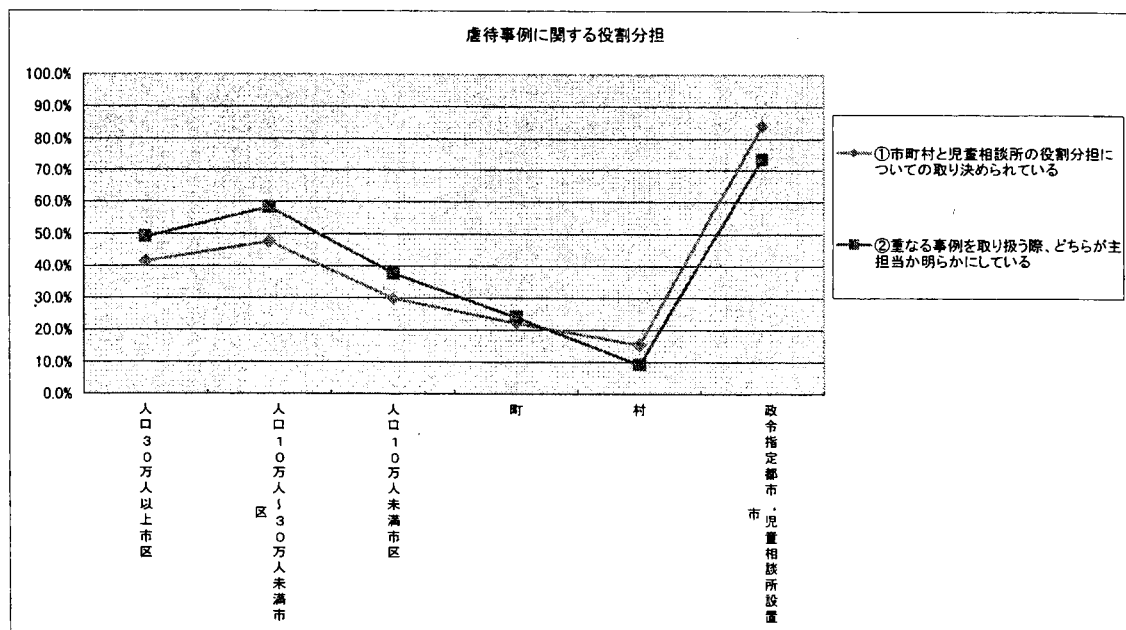
		規模区分						合計	参考 (平成19年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①児童相談所等の職員 による市区町村職員研 修の実施	比較的支援 を受けている	61.5%	75.9%	75.7%	69.8%	54.4%	78.9%	70.3%	70.8%
		40	151	399	564	105	15	1,274	1,294
	あまり支援 を受けていない	20.0%	16.1%	14.6%	16.7%	20.2%	10.5%	16.5%	13.0%
		13	32	77	135	39	2	298	237
	合計	81.5%	92.0%	90.3%	86.5%	74.6%	89.5%	86.8%	83.8%
		53	183	476	699	144	17	1,572	1,531
②児童相談所等の職員 による個々の事例に対 する支援に必要な情 報の提供や助言	比較的支援 を受けている	87.7%	88.9%	93.0%	82.4%	59.1%	94.7%	84.0%	84.2%
		57	177	490	666	114	18	1,522	1,539
	あまり支援 を受けていない	10.8%	10.6%	6.6%	12.1%	20.2%	-	11.0%	7.1%
		7	21	35	98	39	-	200	130
	合計	98.5%	99.5%	99.6%	94.6%	79.3%	94.7%	95.1%	91.4%
		64	198	525	764	153	18	1,722	1,669
③ケース検討会議、要保 護児童対策地域協議会 に児童相談所職員等が 参加	比較的支援 を受けている	98.5%	99.0%	94.9%	83.8%	59.6%	89.5%	86.7%	79.7%
		64	197	500	677	115	17	1,570	1,456
	あまり支援 を受けていない	1.5%	1.0%	3.6%	6.7%	10.4%	5.3%	5.4%	5.8%
		1	2	19	54	20	1	97	106
	合計	100.0%	100.0%	98.5%	90.5%	69.9%	94.7%	92.0%	85.5%
		65	199	519	731	135	18	1,667	1,562
④年間を通じて市区町村 に都道府県（又は児童 相談所）職員を派遣	比較的支援 を受けている	9.2%	5.5%	7.8%	7.4%	4.7%	21.1%	7.2%	7.1%
		6	11	41	60	9	4	131	129
	あまり支援 を受けていない	1.5%	3.0%	5.1%	9.0%	7.8%	5.3%	6.8%	6.5%
		1	6	27	73	15	1	123	118
	合計	10.8%	8.5%	12.9%	16.5%	12.4%	26.3%	14.0%	13.5%
		7	17	68	133	24	5	254	247
⑤定期的に市区町村に 都道府県職員（又は児 童相談所）を派遣して 市区町村を支援	比較的支援 を受けている	3.1%	9.5%	10.6%	5.4%	5.2%	21.1%	7.5%	7.2%
		2	19	56	44	10	4	135	131
	あまり支援 を受けていない	4.6%	5.5%	9.3%	13.2%	10.4%	10.5%	10.6%	9.5%
		3	11	49	107	20	2	192	173
	合計	7.7%	15.1%	19.9%	18.7%	15.5%	31.6%	18.1%	16.6%
		5	30	105	151	30	6	327	304
⑥児童相談所への市区 町村職員の受け入れ	比較的支援 を受けている	23.1%	9.0%	6.3%	4.0%	3.1%	10.5%	5.9%	4.6%
		15	18	33	32	6	2	106	84
	あまり支援 を受けていない	1.5%	3.0%	3.8%	6.3%	5.7%	10.5%	5.0%	5.1%
		1	6	20	51	11	2	91	93
	合計	24.6%	12.1%	10.1%	10.3%	8.8%	21.1%	10.9%	9.7%
		16	24	53	83	17	4	197	177
⑦国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等 を作成	比較的支援 を受けている	61.5%	60.3%	46.7%	35.4%	19.7%	63.2%	41.0%	39.0%
		40	120	246	286	38	12	742	713
	あまり支援 を受けていない	9.2%	11.6%	9.3%	13.2%	13.5%	5.3%	11.7%	8.3%
		6	23	49	107	26	1	212	151
	合計	70.8%	71.9%	56.0%	48.6%	33.2%	68.4%	52.7%	47.3%
		46	143	295	393	64	13	954	864
⑧その他	比較的支援 を受けている	12.3%	12.6%	6.1%	5.7%	3.6%	5.3%	6.6%	-
		8	25	32	46	7	1	119	-
	あまり支援 を受けていない	6.2%	6.0%	4.9%	6.2%	9.8%	10.5%	6.2%	-
		4	12	26	50	19	2	113	-
	合計	18.5%	18.6%	11.0%	11.9%	13.5%	15.8%	12.8%	-
		12	37	58	96	26	3	232	-
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

7. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が、72.2%となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、51.1%の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

		規模区分					合計	
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		政令指定都市・児童相談所設置市
①市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	15.4%	11.1%	5.1%	4.1%	3.1%	42.1%	5.9%
		10	22	27	33	6	8	106
	文書はないが一応決められている	26.2%	36.7%	24.7%	18.1%	12.4%	42.1%	22.0%
		17	73	130	146	24	8	398
取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている		58.5%	52.3%	70.2%	77.8%	84.5%	15.8%	72.2%
		38	104	370	629	163	3	1,307
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
②市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている(文章等でルールを明記)	10.8%	9.0%	6.3%	3.6%	1.6%	31.6%	5.3%
		7	18	33	29	3	6	96
	明らかにしている(ルールを明記したものは無い)	38.5%	49.2%	31.5%	20.4%	7.8%	42.1%	26.3%
		25	98	166	165	15	8	477
	明らかにしていない	7.7%	6.5%	11.4%	20.9%	33.7%	5.3%	17.3%
	5	13	60	169	65	1	313	
個々の事例による	43.1%	35.2%	50.9%	55.1%	57.0%	21.1%	51.1%	
	28	70	268	445	110	4	925	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811



(参考) 市町村児童家庭相談件数 (平成 19 年度社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例) より抜粋)

平成 19 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1 万件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 50,120 件 (対前年度比約 4 千件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容 (助言指導・児童相談所等への送致等) を決定した相談対応件数は約 28 万件 (対前年度比約 9 千件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 51,618 件 (対前年度比約 4 千件増) となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,607	1,372	7,235	8852	1410	7,442
青森県	4,201	96	4,105	4205	96	4,109
岩手県	1,357	464	893	1348	458	890
宮城県	2,417	685	1,732	2745	825	1,920
秋田県	3,009	304	2,705	3008	303	2,705
山形県	1,991	118	1,873	1999	119	1,880
福島県	2,662	471	2,191	2693	455	2,238
茨城県	3,867	906	2,961	4062	978	3,084
栃木県	2,068	532	1,536	2103	559	1,544
群馬県	2,269	451	1,818	2280	446	1,834
埼玉県	9,075	1,558	7,517	9112	1571	7,541
千葉県	6,027	1,654	4,373	6164	1690	4,474
東京都	31,304	4,895	26,409	31615	4962	26,653
神奈川県	5,333	1,779	3,554	5746	1902	3,844
新潟県	4,172	623	3,549	4221	632	3,589
富山県	1,735	299	1,436	1763	322	1,441
石川県	1,253	298	955	1281	298	983
福井県	1,129	226	903	1140	244	896
山梨県	1,666	289	1,377	1770	315	1,455
長野県	6,588	828	5,760	6857	869	5,988
岐阜県	4,272	444	3,828	4534	488	4,046
静岡県	3,956	1,022	2,934	3859	1037	2,822
愛知県	6,286	1,853	4,433	6380	1867	4,513
三重県	4,317	801	3,516	4334	802	3,532
滋賀県	4,481	1,928	2,553	4487	1934	2,553
京都府	2,107	637	1,470	2107	637	1,470
大阪府	14,701	5,738	8,963	14773	5745	9,028
兵庫県	23,225	2,582	20,643	23222	2582	20,640
奈良県	6,161	716	5,445	6161	716	5,445
和歌山県	1,195	343	852	1428	369	1,059
鳥取県	660	146	514	669	148	521
島根県	1,168	281	887	1168	281	887
岡山県	1,932	1,001	931	1895	971	924
広島県	2,457	725	1,732	2645	896	1,749
山口県	1,551	535	1,016	1585	519	1,066
徳島県	999	225	774	1100	242	858
香川県	1,318	447	871	1390	487	903
愛媛県	855	205	650	857	205	652
高知県	1,727	350	1,377	1740	350	1,390
福岡県	7,277	1,283	5,994	8202	1344	6,858
佐賀県	1,593	219	1,374	1730	223	1,507
長崎県	2,245	380	1,865	2184	376	1,808
熊本県	3,477	627	2,850	3490	627	2,863
大分県	5,129	736	4,393	5245	743	4,502
宮崎県	1,467	409	1,058	1459	409	1,050
鹿児島県	2,712	438	2,274	2626	350	2,276
沖縄県	2,001	591	1,410	2265	651	1,614
指定都市(別掲)						
札幌市	813	102	711	813	102	711
仙台市	717	253	464	717	253	464
さいたま市	497	199	298	619	230	389
千葉市	1,458	587	871	1458	586	872
横浜市	23,074	316	22,758	23426	431	22,995
川崎市	4,624	537	4,087	5054	558	4,496
新潟市	405	195	210	405	195	210
静岡市	1,397	207	1,190	1397	207	1,190
浜松市	1,379	197	1,182	1442	229	1,213
名古屋市	968	539	429	1568	551	1,017
京都市	1,686	683	1,003	2146	840	1,306
大阪市	4,387	1,089	3,298	4754	1,179	3,575
堺市	2,992	1,103	1,889	2992	1,103	1,889
神戸市	9,284	137	9,147	9284	137	9,147
広島市	874	127	747	870	125	745
北九州市	4,061	790	3,271	4190	791	3,399
福岡市	1,990	480	1,510	1994	480	1,514
中核市(別掲)						
横須賀市	1,242	69	1,173	2264	168	2,096
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
平成18年度	261,142	45,901	215,241	270,653	47,933	222,720
対前年度増減	10,705	4,219	6,486	9,239	3,685	5,554

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況（表1、参考1）

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市区町村は、全国1,811市区町村のうち1,532か所（84.6%）であり、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市区町村は、173か所（9.6%）となっている。

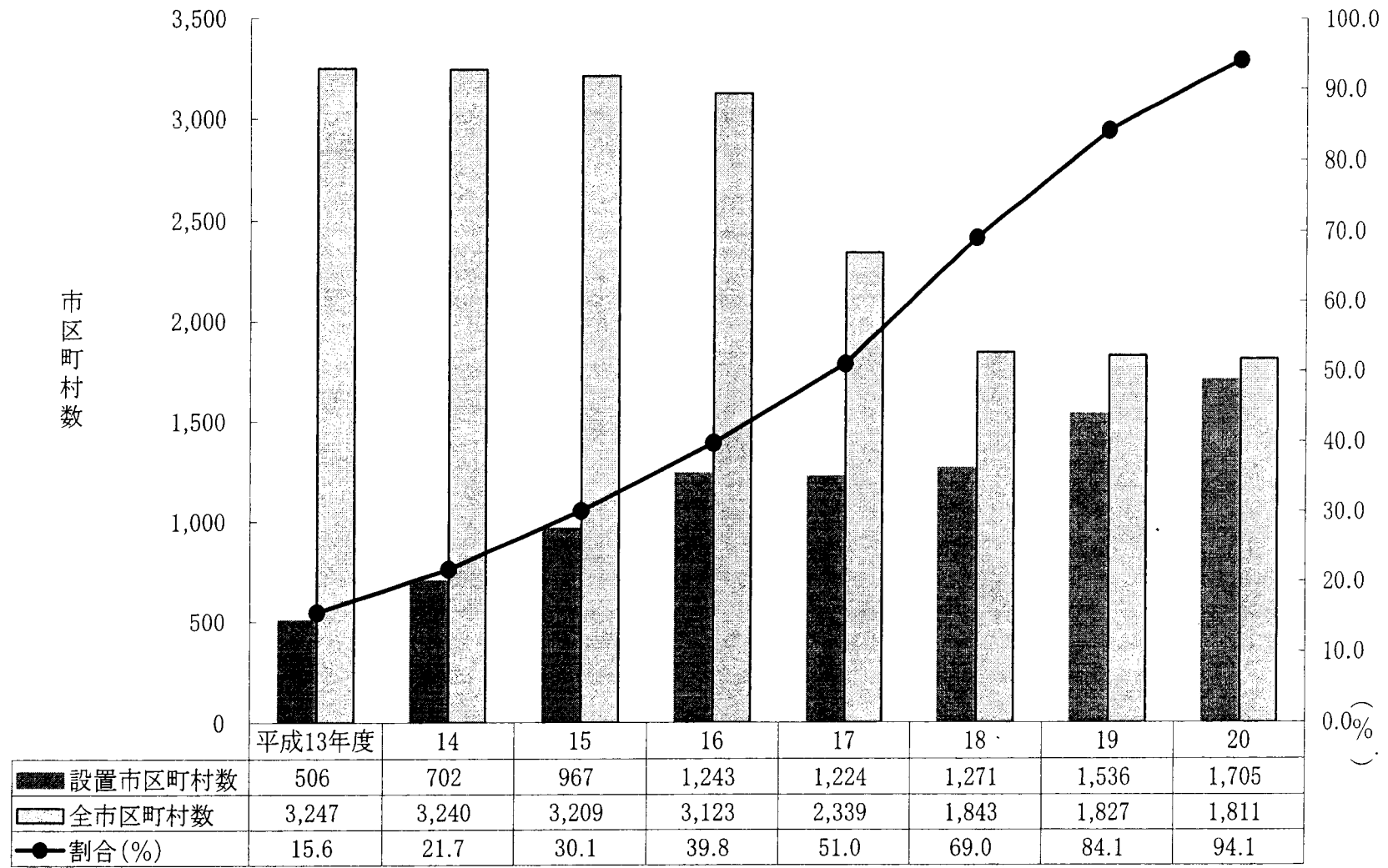
地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,705か所（94.1%）となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

（平成20年4月1日現在）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827	
地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	90.8%	94.0%	90.7%	81.2%	71.0%	78.9%	84.6%	65.3%
ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	343
	%	9.2%	6.0%	8.3%	11.8%	6.2%	21.1%	9.6%	18.8%
合計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	1,536
	%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	84.1%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。
 平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成20年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,765か所(97.5%)、平成21年度末には1,791か所(98.9%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成20年4月1日現在)

			都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
市区町村数			65	199	527	808	193	19	1,811	
平成20年 4月1日 時点の 設置数	地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	
	ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	
	小計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	
		%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	
平成20年度 末見込み	地域協議会	数	64	194	512	736	162	19	1,687	
	ネットワーク	数	1	5	15	52	5	0	78	
	小計	数	65	199	527	788	167	19	1,765	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	86.5%	100.0%	97.5%	
平成21年度 末見込み	地域協議会	数	65	196	523	771	176	19	1,750	
	ネットワーク	数	0	3	4	31	3	0	41	
	小計	数	65	199	527	802	179	19	1,791	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	92.7%	100.0%	98.9%	
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	6	14	0	20	
		%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	7.3%	0.0%	1.1%	
合計			数	65	199	527	808	193	19	1,811
			%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%